

議案第8号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第87号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(役員の住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事(同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合)については、当該指定情報処理機関から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第2条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法による手続等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 法第44条の3の規定により、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条から第6条までの規定により電子情報処理組</p>	<p>(役員の住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法による手続等)</p> <p>第7条 略</p>

織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合に関し定める事項については、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。